

あなたの介護保険料の決まり方

所得段階	対象者		保険料算定方法 (基準額×保険料率)	保険料年額 (月額)
第1段階	生活保護を受給している方		基準額×0.30	20,880円 (1,740円)
	世帯全員が 町民税非課税	老齢福祉年金を受給している方		
前年の課税年金収入金額+その他の合計所得金額 80万円以下の方				
前年の課税年金収入金額+その他の合計所得金額 80万円超120万円以下の方		基準額×0.50	34,800円 (2,900円)	
第2段階	世帯に 町民税課税者 がいて本人は 町民税非課税	前年の課税年金収入金額+その他の合計所得金額 120万円超の方	基準額×0.70	48,720円 (4,060円)
第3段階		前年の課税年金収入金額+その他の合計所得金額 80万円以下の方	基準額×0.90	62,640円 (5,220円)
第4段階	本人が 町民税課税	前年の課税年金収入金額+その他の合計所得金額 80万円超の方	基準額×1.00	69,600円 (5,800円)
第5段階 (基準額)		前年の合計所得金額 120万円未満の方	基準額×1.20	83,520円 (6,960円)
第6段階		前年の合計所得金額 120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30	90,480円 (7,540円)
第7段階		前年の合計所得金額 210万円以上320万円未満の方	基準額×1.50	104,400円 (8,700円)
第8段階		前年の合計所得金額 320万円以上420万円未満の方	基準額×1.65	114,840円 (9,570円)
第9段階		前年の合計所得金額 420万円以上620万円未満の方	基準額×1.75	121,800円 (10,150円)
第10段階		前年の合計所得金額 620万円以上820万円未満の方	基準額×1.85	128,760円 (10,730円)
第11段階	前年の合計所得金額 820万円以上の方	基準額×1.95	135,720円 (11,310円)	
第12段階				

※ 第1段階から第5段階の「その他の合計所得金額」は、給与所得が含まれており、所得金額調整控除の適用がない場合、当該給与所得から10万円を控除します。また、所得金額調整控除の適用がある場合は、当該給与所得の金額に所得金額調整控除の額を加えて得た額から10万円を控除します。なお、「その他の合計所得金額」に公的年金収入額に係る雑所得は含みません。

※ 第6段階から第12段階の「合計所得金額」は、給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合、当該給与所得の金額または公的年金等所得の合計額から10万円を控除します。